

令和5年 第10回教育委員会定例会議 会議録

1 日 時 令和5年10月18日(水)
開会 13時30分
閉会 14時15分

2 会 場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 出席委員(4名)

| | |
|---------|---------|
| 教 育 長 | 野 口 弘 |
| 教 育 委 員 | 大 島 淳 光 |
| 〃 | 丸 山 章 子 |
| 〃 | 櫻 吉 啓 介 |

4 欠席委員(3名)

| | |
|---------|---------|
| 教 育 委 員 | 田 邊 俊 治 |
| 〃 | 木 村 陽 子 |
| 〃 | 長 澤 裕 子 |

事務局

教育次長
担当次長(兼)教育総務課長
教育総務課担当課長(兼)課長補佐
担当次長(兼)学校職員課長
学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐
担当次長(兼)学校指導課長
学校指導課担当課長(兼)課長補佐
市立工業高校事務局長
生涯学習課長
図書館総務課長
(兼)玉川図書館長
(兼)玉川図書館近世史料館長
(兼)玉川図書館城北分館長
学校教育センター所長

上 寺 武 志
堀 場 喜一郎
寺 末 哲 也
地 下 雅 志
外 川 奨
貞 廣 賢 了
小 川 隆 庸
長谷川 智 朗
村 田 昌 人
安 江 貴 子

熊 谷 有紀子

5 案 件

議案第29号 令和6年度金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針
(案)について (学校指導課)
報告第28号 令和5年度「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケートの結果の
概要について (学校指導課)
報告第29号 令和6年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項
について (市立工業高等学校事務局)
報告第30号 令和5年度金沢市社会教育功労者表彰について (生涯学習課)
そ の 他
(1) 次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者2名について協議し、傍聴を許可した。次に、会議録署名委員に櫻吉委員を指名した。本日の議題について、野口教育長が非公開とするものはないとし、全会一致で全て公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第29号、報告第28号、報告第29号、報告第30号について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、11月の定例会議の開催日を次のとおり決定し、閉会した。

* 11月の定例会議の日程：令和5年11月15日（水）13：30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

○ 議案第29号 令和6年度金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針（案）について（学校指導課）

（説明の概要）議案書2～3ページ。本基本方針は「Ⅰ 教育課程編成の基本的な考え方」、「Ⅱ 教育課程実施の基本的な考え方」、「Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項」の三つの章からなる。各学校では本基本方針に基づき、教育課程を編成・実施することとなる。

別冊資料1ページ。リード文の初めにあるとおり、令和3年1月、中央教育審議会から答申された『令和の日本型学校教育』の構築を目指してには、「急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質・能力を育成することが求められており、その資質・能力を育むためには、学習指導要領の着実な実施が重要である」と記されている。この答申を踏まえ、学習指導要領の着実な実施に向けて本市の教育課程の基本方針を策定している。

令和6年度は、現行の学習指導要領が全面実施されて小学校は5年目、中学校は4年目となる。学習指導要領等を踏まえて教育課程を編成するので、令和6年度については大きな変更点はない。

「Ⅰ 教育課程編成の基本的な考え方」では、大きく5点について示している。

「1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成」に関しては、（1）に学力調査、体力・運動能力調査等の結果や金沢および地域の資産を生かした特色ある教育課程の編成について、（2）に中学校区の実態に応じた教育課程の編成について、（3）に道徳教育、（4）に人権教育、（5）に健康教育推進プラン2024に基づく健康教育の指導計画作成と教育課程の編成について記載している。

「2 金沢ふるさと学習の推進」は、昨年と変更点はない。（4）にあるように、「金沢SDGs」の視点に加え、ここでは「G7富山・金沢子ども宣言書」にも触れている。さらに各学校の実情に応じて総合的な学習の時間等が充実するよう、引き続き学校に伝えていきたい。

「3 金沢『絆』活動の推進」は、特に変更点はない。

「4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成」に関しては、「金沢市特別支援教育指針（第2次）」の基本理念に基づいて教育課程を編成している。

「5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成」は、特に変更点はない。

5ページ。「Ⅱ 教育課程実施の基本的な考え方」に示した4点も大きな変更はない。

6ページ。「Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項」では、各学校において教育課程や指導計画を作成する際に盛り込むべき内容や留意すべき事項等を具体的に示している。

「1 指導計画の内容」に関しては、小学校では来年度、新しく採択された教科書を使用する

ことになるが、小・中学校において今年度給与済みの教科書を引き続き使用するものもあるため、記載した教科・学年においては教育課程の編成に留意するよう示している。

「2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割」、「3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割」、「4 教育課程実施状況の把握と改善」、「5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等」、「6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等」についても、具体的に示している。

「7 GIGAスクール構想に基づく教育課程の実施に向けて留意すべき内容」では、(1)に国の「学校教育情報化推進計画」を参考とすることを付け加えた。また令和8年度までに、1人1台学習用端末の授業ではほぼ毎日活用している割合が100%となるよう、教科・学年・学級間で偏りが生じないように各学校における活用がさらに充実することを目指している。

本日この案を認めていただければ、学校に通知し、各校の校長がこの基本方針に基づき、学校の実情に応じた教育課程を編成することとなる。

野口教育長

再度で申し訳ないのですが、変更点と訂正のあった部分だけもう一度かいつまんで説明をお願いします。

貞廣学校指導課長

2ページ、Iの1の(5)で、「健康教育推進プラン2019に基づき」を「2024に基づき」と変更しています。

同じく2ページ、Iの2の(4)で、「これまでのユネスコスクールとしての取組を『金沢SDGs』の視点で点検・再評価し」としていましたが、今年度の「G7富山・金沢こども宣言」を踏まえた視点で見直す文言を加えました。また、[5つの方向性]の次に、「富山・金沢こどもサミット」で富山市と金沢市の中学生によってまとめられた宣言文を載せています。

6ページ、「指導計画の内容」のところで、引き続き使用する教科書を挙げている箇所を年度を変えてあります。

野口教育長

令和4年度が令和5年度になっているということですね。

貞廣学校指導課長

そうです。

13ページ、IIIの7で、国の方針等も踏まえて(1)の3行目、国の「学校教育情報化推進計画」に基づいて、各学校において端末の活用が100%となるよう、学校で使用をお願いする文言を入れています。

そして昨年度は「IV 新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障の両立に向けての留意事項」がありましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため、削除しました。

大島委員

確認なのですが、基本方針については学習指導要領の改訂に基づいて大きく変化していく、年度ごとでは今お話しいただいた箇所を変更するという流れで間違いはないですか。

貞廣学校指導課長

学習指導要領が大きく変わるとまた内容等も変わっていきませんが、学習指導要領の改訂が行われておりませんので、社会情勢や今年度の動き等も踏まえて、文言等を少し修正させていただいたということになります。

櫻吉委員

13ページで、学習用端末を使用する割合を100%にしろというの、国の方から具体的に100%という数字が出ているのでしょうか。

| | |
|----------|---|
| 貞廣学校指導課長 | 仰せのとおり、国から100%という目標数字が上がっています。 |
| 櫻吉委員 | 学習用端末はあくまでも道具であって、この文章ではそれを使うことが目的になってしまうような印象があるので、目的と手段がずれているような印象を持つ方もおられると思いました。 |
| 貞廣学校指導課長 | おっしゃるとおりです。これを使うことが目的ではなくて、教科のねらいに迫る上での必要な文房具という捉えをしておりますので、この教育課程編成・実施の基本方針等を学校に説明する際には、そのことも付け加えてお伝えしたいと思っています。 |
| 丸山委員 | 櫻吉先生と同じところが気になっていました。100%使うことが目的ではなく、充実した教育をすることが目的なので、その手段として活用するというところでお願いします。 |
| 野口教育長 | 今年度、小学校教科書採択で次年度から使う教科書が決まり、今回の採択では1～2年生で使う生活科の教科書会社が変わりました。そのことがこの教育課程の編成等に直接影響はありますか。 |
| 貞廣学校指導課長 | 確かに採択変えが行われましたが、全ての教科書は学習指導要領に基づいて作られておりますので、特に大きな変化はないと思います。ただ、変更があった生活科の学習内容については、ベーシックカリキュラム等でしっかりと位置付けをした上で、各学校で差が生じないようにしていきたいと思っています。 |
| 野口教育長 | 昨年度とそれほど大きな変化がないということでしたが、もしこの教育課程の編成方針や実施方針が変わるとするならば、先ほど話があった学習指導要領の改訂の他に何か大きな契機はありますか。 |
| 貞廣学校指導課長 | 先ほど言葉が足りなかったのですが、本市の金沢型学校教育モデル等も踏まえた上で、各学校で教育課程の編成・実施を進めていきたいと思っていますので、現在検討している次期金沢型学校教育モデルを踏まえた上で来年度変わっていくこともあります。 |

○ 報告第28号 令和5年度「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」の結果の概要について（学校指導課）

（説明の概要）議案書6ページ。本アンケートは、金沢市立小・中・高等学校の児童生徒の携帯電話やインターネット等の利用状況について実態を把握し、今後の取り組みに生かすため、毎年6月下旬から7月上旬に実施している。調査対象は、小学校4年生以上の全児童と中・高等学校の全生徒である。無記名方式で、小学校1万1,092名、中学校1万143名、高等学校709名が回答した。回収率は小学校97%、中学校94%、高等学校99%であった。

なお、高等学校は金沢市立工業高校1校のみであり、個別の学校の状況となるため、集計結果に記載していないことをご了承いただきたい。

問1～3は、携帯電話やスマートフォン等の所持状況についてである。

問1、携帯電話やスマートフォンの所持率は、小学校で5割近く、中学校で7割以上に上り、年々増加している。特にスマートフォンを所持している児童生徒が年々増加していることが分かる。

問2、フィルタリングを設定している割合は、小学校で6割近く、中学校で5割以上となり、

前年度とほぼ同様の結果であった。

問3、インターネット接続可能機器については、小・中学校ともに9割以上が何らかの機器を所持していることが分かった。中でもイの「ゲーム機」を所持している割合が最も多く、小・中学校ともに7割近くいた。

問4～7は、携帯電話やスマートフォン等や1人1台学習用端末の使用状況についてである。

問4、携帯電話やスマートフォンの使用時間は、1時間以上が小学校で7割近く、中学校で8割以上となっており、前年度とほぼ同様の結果であった。3時間以上使用している割合も一定数いることから、生活習慣の乱れや依存症、目の健康被害等についても大変危惧しているところである。

問5、1人1台学習用端末の使用時間は今年度からの新規項目である。アの「1時間まで」と回答した割合が最も多く、小学校で6割、中学校で4割以上であった。

問6、使い方のルールについては、小・中学校ともに、「使う時間を決めている」と回答した割合が最も高く、小学校で6割以上、中学校で5割近くとなっている。「特に決めていない」という回答も一定数おり、前年度と同様の結果であった。改正された「いしかわ子ども総合条例」では、保護者が携帯型情報通信機器の利用に関する基準づくり、その他の適切な対応に努めるとしていることから、ルールづくりの必要性について今後も継続して啓発していく必要があると捉えている。

問7、インターネットの使用内容については、イの「動画視聴等」を含めて興味のあることを見たり調べたりすることが最も多く、小学校で7割以上、中学校で9割近くとなっている。次いで、エの「ゲーム」が小・中学校ともに多く、前年度と同様の結果であった。また、中学校ではウの「メールのやりとり」、キの「SNS」での使用が増加していることから、コミュニケーションツールとしてネットを利用していることが分かる。ネットによるコミュニケーションは、いじめや金銭面のトラブルだけでなく、ネットで知り合った人とのトラブルにもつながることがあるため、情報モラル教育の推進に一層努めていきたい。

問8、9は、インターネット上での不適切な行為についてである。

問8の被害を受けた状況や問9の不適切な行為をした状況については、ほとんどの児童生徒が「特にない」「したことはない」と回答する一方、割合は少ないものの「悪口を書かれた・書いた」「個人情報・写真を流された・流した」「インターネット上で知り合った人と電話・メールをした」「インターネット上で知り合った人に会った・会いそうになった」と回答した児童生徒もいる。児童生徒がトラブルや事件に巻き込まれる危険性もあることから、情報モラル等の指導内容や指導方法を工夫するよう、校長会議を通して引き続き指導等をしていきたい。

問10は、インターネットに関する知識・理解の状況についてである。「(1) インターネット上に悪口や人を傷つけることを書き込むことは犯罪である」については、「思う」と回答した割合が小・中学校ともに9割以上となり、前年度と同様の結果であった。「(2) 一度書き込んだ情報は、完全に消すことはできない」「(3) 誰が書いたかを調べることができる」については、「思わない」「分からない」が前年度と同様に一定数いた。

たった1人の行動が大きなトラブルにつながる可能性もあるので、この内容については、犯罪であると児童生徒が発達段階に応じて理解できるよう、学校ではっきりと伝え、結果が100%となるよう、引き続き各学校において、金沢市立小・中学校情報モラル指導カリキュラム表に基づいて、情報モラル教育の推進に努めたいと考えている。また、毎年全ての小・中学校においてネットいじめ防止講演会を開催し、外部の専門家を招聘しながら、児童生徒だけでなく保護者も参加できるよう工夫して実施するとともに、保護者懇談会や学校だより等を通して、携帯電話やインターネットの利便性や危険性も周知しているところである。

令和4年10月に「いしかわ子ども総合条例」が改正されたことを受け、今後は児童生徒がより適切な利用方法を十分に理解した上で利用することができるよう、今後も保護者や関係機関と連携を図りながら、情報モラル教育のさらなる充実に努めていきたい。

| | |
|----------|---|
| 櫻吉委員 | 情報モラル教育というのは、カリキュラムとしては何年生ぐらいからあるのですか。 |
| 貞廣学校指導課長 | 本市におきましては、情報モラル指導カリキュラム表に基づき、小学1～6年生、中学1～3年生それぞれで指導計画を作成しております。 |
| 櫻吉委員 | <p>毎年そうした指導があるということなのですね。これは4年生からのアンケートなので、4年生の時点でこういう状況であれば、より低学年のときからきちんと教育していかないとなかなか難しいと思いました。</p> <p>「悪口を書かれた」と回答した人は1.2%（125名）ですが、「悪口を書いた」と回答した人は0.4%（44名）で、かなり乖離があると思います。実際、自分がアンケートを取るときに、している側は必ずしも正直に答えていない可能性が非常に高いのではないかと思います。パーセンテージは確かに低いのですが、ボリュームとしては恐らくその倍とか3倍になっていて、100人以上の子がこのような問題のある行動をしていることになるので、非常に気を付けて対応していかなければならないのではないかと思います。</p> |
| 貞廣学校指導課長 | 櫻吉委員が言われたとおり、特にその部分が乖離しているということで、悪口を書いているという意識がないことが一つ問題ではないかという面があります。また引き続き道徳科の授業等においても、子どもたちのそうした部分をしっかりと育成していきたいと考えています。 |
| 丸山委員 | <p>このアンケート結果を見ると、さらに情報モラル教育を推進していくことが必要だと感じます。携帯電話やスマートフォン、パソコンとの関わり方は保護者としても分からない部分が多々あって、中学生は何時間ぐらいまでなら許していいのだろうかというところも実際あります。高校生になったらどうか、小学生だったらどうかというふうに、携帯電話、スマートフォン、パソコンとの望ましい関わり方を具体的に示してあげる必要があるのではないかと思います。</p> <p>一方で、授業では学習用端末の活用100%を目指しているところであり、家庭に入ったらあまりスマートフォンやパソコンを触るなどというのは矛盾しているというか、使い方の問題だとは思いますが、そのあたりの適切な関わり方をより具体的に保護者や子どもたちに教えてあげられたらいいと感じました。</p> |
| 貞廣学校指導課長 | <p>丸山委員がおっしゃった点についても、分析している際に話題に挙がったところです。今回の資料では各学年のデータは示していませんが、やはり学年が上がるにつれて、家庭内でスマートフォンやパソコンその他の機器の使い方について「ルールを決めていない」という割合が高くなっています。保護者としては家庭内のルールを設定しているつもりでいるけれども、学年が上がるにつれて子どもたちがルールを認識していないという状況も見られると学校からは聞いています。そのため、家庭内でしっかりとルールを決めて使っていくという指導をしている学校もあります。</p> <p>また、家庭内でどんなルールを決めているかということ、スマートフ</p> |

オンの利用時間、利用サイト、料金を決めること、知らない人とのやりとりはしないこと、個人を特定されるような情報や写真等は絶対にアップしないこと、そして困ったことがあったら親や学校に連絡することなどです。こういった具体的なルールを子どもにしっかりと伝え、指導しているという事例もあります。

また、県教委が作成したリーフレットを7月の懇談会で保護者に渡しており、家庭内でのルールをしっかりと子どもが認識するように指導している学校もありますので、われわれも生徒指導主事の会等で、このリーフレットであったり、アンケート結果を受けて、子どもの実情に踏まえた指導を行うよう各学校に伝えています。

大島委員

前回も少し話したのですが、問9の「オ(知り合った人と電話・メールした)」は非常に怖いという印象を受けています。人数も書いていただいているので非常に分かりやすくなったのですが、いろいろな情報モラル教育を徹底的に行っている中、人数的にも割合的にも増えてしまっているのも、このあたりをもう一步踏み込んだ何かしらの対策を打たないといけません。「カ(知り合った人に会った・会いそうになった)」のような回答になってしまうと大変なことになりますので、「オ」の段階で食い止める方法を何かしら考える必要があると思います。私はまだ案はありませんが、そうしたところも踏み込む必要があるのではないかと思います。

貞廣学校指導課長

おっしゃるとおり、この辺は私たちも大変危惧しています。金沢市でもネットパトロール等を行っているのですが、市のこども未来局の青少年健全育成センターから出ているチラシにはその危険性等も具体的に書いてありますので、ただ配布するのではなく、学校で子どもたちと一緒にしっかりと読み上げて、子どもたちが身近なものとして捉えられるような指導を行うように周知しているところであります。

大島委員

よろしくお願いします。

野口教育長

冒頭で学校指導課長から、小・中・高等学校の児童生徒の回答率が示されました。小学校が97%、中学校が94%、高等学校が99%で、本来なら100%になるのが自然でないかと思うのですが、そうならなかった理由は何なのでしょう。

貞廣学校指導課長

携帯電話・インターネットアンケートは、家に持ち帰って回答することとなっています。家で封をして学校へ提出するのですが、紙は渡ったのだけれども提出してもらえなかったということもあるようで、各学年100名近く回収できなかったと捉えています。

野口教育長

分かりました。問5で、「1人1台学習用端末を自宅に持ち帰った場合、1日にどれくらい使いますか」という設問に対し、「使わない」という数字が小学校で17.6%、中学校で38.5%とあります。学校は意味があって持ち帰らせていると思うのですが、使っていないという数字がこんなに上がっているのはなぜでしょうか。

貞廣学校指導課長

1人1台学習用端末については、学校として、例えば宿題を出して持ち帰らせるときもあれば、調べ学習で使いなさいというふうに指導しています。もし何か調べたいことがあれば持ち帰って使ってもいいことになっていると思いますので、その際に使わなかった子どもたち

| | |
|----------|--|
| 野口教育長 | <p>は「使わない」と回答したのではないかと捉えています。</p> <p>せっかく目的を持って持ち帰るわけですから、100%にならないといけないと思いますので、今後改善できればと思っています。</p> <p>問8で、インターネット上でどんなことをされたことがありますかという設問に対し、「悪口を書かれた」「個人情報・写真を流された」「特になし」の回答は本来ならトータルで100%にならないといけないのではないのですか。これを全部トータルすると、小学校で97%台、中学校も99%に近い状況ではありますが、完全に100%ではありません。この数字の違いはどうなっているのでしょうか。</p> |
| 貞廣学校指導課長 | <p>私たちが「ア」「イ」「ウ」のどれかに当てはまると捉えていたのですが、回答しなかった児童生徒がいて、そこに上がっていない部分は無回答の子どもたちがいたということを意味しています。</p> |
| 野口教育長 | <p>無回答なのですね。分かりました。無回答なら無回答と何かあった方がいいと思いますので、また来年このあたりを改善していくと思います。</p> |

○ 報告第29号 令和6年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項について（市立工業高等学校事務局）

（説明の概要）議案書12ページ。この募集要項は、今年6月に石川県教育委員会より通知された令和6年度石川県公立高等学校入学者選抜方針に基づき、出願資格、出願手続、入学者の選抜方針や日程などを定めたものである。基本的には県立高校と同様の内容だが、令和6年度の入学者選抜方針において昨年の内容から追加・変更された項目が3点あったので、関連する項目でその内容と市立工業高校の対応について説明する。

最初に一般入学についてである。出願資格は、令和6年3月に中学校等を卒業見込みで、石川県内に居住する者、または入学までに県内に居住することとなる者が対象となる。

募集定員は昨年度と同数で、機械科80人、電気科・電子情報科・建築科・土木科が各40人の合計240人である。この定員には後ほど説明する推薦入学の募集人員を含んでいる。

入学願書の受付期間は、令和6年2月15日（木）から同月20日（火）までである。

学力検査等は3月6日（水）、7日（木）の両日に実施し、合格者の発表は3月14日（木）正午に受検番号の掲示をもって行う。

帰国生徒および外国人生徒の出願については昨年と同様であるが、入学者選抜方針において外国人生徒等に係る特別入学が新たに盛り込まれた。特別入学は面接と作文で検査し、募集定員とは別に若干名を募集するものであるが、県において特別入学を実施する高校を指定しており、本校は該当しない。

推薦入学に関しては、募集人員は昨年は5科60人であったが、入学者選抜方針において募集定員の25%以内から30%以内に変更されたことから、募集定員240名の30%に当たる5科72人に変更する。なお、入学者選抜方針において推薦入学を基本とする全国募集の制度が新たに盛り込まれたが、この制度は、特色ある教育活動を行い、近年継続的に定員割れがある高校が対象であるため、本校は該当しない。推薦入学の出願期間は、令和6年1月22日（月）から24日（水）までとし、1月30日（火）に面接を行う。なお、教科の学力検査は行わない。合格内定は、2月5日（月）に各中学校長を通じて本人に通知する。合格者の発表は3月14日（木）正午、一般入学の合格者とともに発表する。

一般入学の学力検査等における救済措置に関しては、予防すべき感染症等や風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により一般入学の学力検査等の一部または全てを欠席した場合にお

いて、本人からの申請に基づき本校校長が審査し、認められた者に対して追検査を実施する。なお、追検査の合格者数は若干名とし、一般入学の合格者に追加することとなる。追検査は、3月18日（月）に実施する。追検査の結果は、3月18日（月）に中学校長を通じて本人に通知する。

この会議で承認後、11月に入学募集要項の告示を行う予定である。なお、石川県の入学者募集要項で追加・変更等があれば、県の内容に合わせて対応する。

| | |
|------------|--|
| 丸山委員 | 推薦入学の募集人数が増えたとのことでしたが、全体の募集定員は変わらないのですか。 |
| 長谷川市工高事務局長 | はい。 |
| 丸山委員 | では、推薦が増えて、他が減ったということですか。 |
| 長谷川市工高事務局長 | ご指摘のとおり、前年度（令和5年度募集）までは推薦が25%、一般が75%でしたが、今年度（令和6年度募集）からは推薦が30%、一般が70%に変わります。 |

○ 報告第30号 令和5年度金沢市社会教育功労者表彰について（生涯学習課）

（説明の概要）議案書20ページ。本市の社会教育功労者表彰は、多年にわたり本市の社会教育の振興に尽力し、地域社会の発展に貢献した者のうち、特に功績の顕著な個人または団体に対して行うもので、今年度は金沢市レクリエーション協会副理事長の赤池廣氏ほか、資料記載の計8名の方を表彰者として決定した。いずれの表彰者も公民館、ボーイスカウトなどの活動を通して、社会教育活動に顕著な功績を収めている。

表彰式は令和5年11月30日（木）午前10時半から、市役所第二本庁舎で執り行う予定である。教育委員の皆さまにおかれては、お時間が許すようであれば表彰式にご列席いただきたい。詳細については後日案内する。

（特になし）

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 _____ 署 名

教 育 委 員 _____ 署 名

（櫻吉委員）